

(2)-2. 南本町三丁目地区景観づくり地区計画（仮称）

令和4年12月1日 告示

◆地区の概要

範 囲	位 置	上越市南本町三丁目の一部
	面 積	約 1.2 ha
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の景観特性を継承し、雪国のくらしぶりが印象的に感じられるまちなみをつくる。 ・ 雁木通りの雁木や建物の連続するまちなみを継承し、まとまりのあるまちなみをつくる。 ・ 自然の移り変わりやまちなかの変化を印象的に見せ、適度な変化と人びとの温もりが感じられるまちなみをつくる。 	
届出対象とする行為	<p>雁木通り（一般県道青柳高田線）から見える建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合。</p> <p>ア. 新築、新設、増築、移転</p> <p>イ. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色の変更</p>	

景観づくり重点区域は、計画図表示のとおり

◆行為の基準

対象	対象事項	基 準
建築物・工作物	総 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木通りには、原則として雁木[※]を設ける。 ※雁木：屋根が設置されているものであれば、形態は問わない。 ・ 雁木通りには、雁木以外の工作物（独立看板等）は設置しない。 ・ やむを得ず、雁木を設けない場合は、雁木通り部分を空地として、通行できる空間を確保する。
	形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木通りに屋根が設置されているものであれば、雁木の形態、屋根の仕上げは問わない。なお、雁木通りの連続性を損なわないように配慮する。
	構 造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木の構造は、原則として木造とする。なお、他の構造とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮する。
	幅 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木の有効幅員は、1.3m 以上確保する。
	歩行面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木の歩行面は、滑りにくく、平たんな構造とする。なお、コンクリートを使用する場合は、木ゴテ仕上げなどの滑りにくい仕上げとするなど配慮する。 ・ 原則として、隣接する雁木とは段差をつけない。また、雁木の歩行面と道路面が接する場合は、極力、段差をつけない。

(2)-2. 南本町三丁目地区景観づくり地区計画（仮称）

建築物・工作物	色 彩	<ul style="list-style-type: none">・建物の外壁、屋根、雁木の色は、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」に沿った配色となるように配慮する。・建具やサッシは、雁木に似合う素材や意匠となるよう、可能な限り明るさを抑えた色にするなど配慮する。
	看板等	<ul style="list-style-type: none">・看板等の屋外広告物は、連続雁木の連なりや風情を損なわないように、文字や素材などデザインに配慮する。・看板等で雁木及び屋根を覆い隠すような看板は使用しない。
	照 明	<ul style="list-style-type: none">・雁木灯等の照明は、温かなあかりで落ち着いたあるまちなみを演出するため、3,000K以下の電球色に近い色温度となるように配慮する。

【参考】

「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」については、添付資料を参照のこと。